

議案第1号

社会福祉法人岩沼市社会福祉協議会職員給与規程の一部改正について

提案理由

本案は、別紙のとおり規程の一部を改正することについて、理事会の決議をお願いするものです。

議案第2号

令和6年度岩沼市生活支援体制整備事業委託契約について

提案理由

本案は、令和6年度岩沼市生活支援体制整備事業に関し、岩沼市と契約を締結することについて、予め理事会の決議をお願いするものです。

議案第3号

令和6年度岩沼市敬老のつどい地域版事業委託契約について

提案理由

本案は、令和6年度岩沼市敬老のつどい地域版事業に関し、岩沼市と契約を締結することについて、予め理事会の決議をお願いするものです。

議案第4号

令和6年度岩沼市生活困窮者自立支援事業委託契約について

提案理由

本案は、令和6年度岩沼市生活困窮者自立支援事業に関し、岩沼市と契約を締結することについて、予め理事会の決議をお願いするものです。

議案第5号

令和6年度岩沼市地域包括支援センター運営事業委託契約について

提案理由

本案は、令和6年度岩沼市地域包括支援センター運営事業に関し、岩沼市と契約を締結することについて、予め理事会の決議をお願いするものです。

議案第6号

令和6年度岩沼市障害児者等相談支援事業委託契約について

提案理由

本案は、令和6年度岩沼市障害児者等相談支援事業に関し、岩沼市と契約を締結することについて、予め理事会の決議をお願いするものです。

議案第7号

指名競争入札による契約について

提案理由

本案は、指名競争入札の結果、別紙のとおり契約を締結することについて、理事会の決議をお願いするものです。

議案第8号

会社役員賠償責任保険の契約について

提案理由

本案は、役員等賠償責任保険契約に関し、下記の内容により株式会社オンワード・マエノと契約を締結することについて、理事会の決議をお願いするものです。

会社役員賠償責任保険

- (1) 契約相手 株式会社オンワード・マエノ
(三井住友海上火災保険株式会社)
- (2) 加入タイプ B
- (3) 基本補償の支払限度額 1億円
- (4) 保険料 91,000円
- (5) 保険期間 令和6年4月1日午後4時～令和7年4月1日午後4時
- (6) 保険の概要 役員（理事、監事、評議員）が、役員としての業務について行った行為に起因して、保険期間中に損害賠償請求を受けた場合に、役員が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対するの補償

議案第9号

令和5年度資金収支補正予算（第3号）について

提案理由

本案は、令和5年度資金収支予算において、別紙のとおり補正が必要となったため、定款第38条に基づき理事会の同意をお願いするものです。

社会福祉法人岩沼市社会福祉協議会定款

（事業計画及び収支予算）

第38条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

議案第10号

令和6年度事業計画について

提案理由

本案は、令和6年度の事業計画について、定款第38条に基づき理事会の同意をお願いするものです。

社会福祉法人岩沼市社会福祉協議会定款

(事業計画及び収支予算)

第38条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

議案第11号

令和6年度資金収支予算について

提案理由

本案は、令和6年度の資金収支予算について、定款第38条に基づき理事会の同意をお願いするものです。

社会福祉法人岩沼市社会福祉協議会定款

(事業計画及び収支予算)

第38条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

議案第12号

第160回評議員会の開催について

提案理由

本案は、評議員会の開催を要するため、下記のとおり開催することについて、定款第14条に基づき理事会の決議をお願いするものです。

記

1. 開催日 令和6年3月26日（火）午前10時30分
2. 会場 岩沼市総合福祉センター 2階 大会議室
3. 内容
 - ・令和5年度資金収支補正予算（第3号）について
 - ・令和6年度事業計画について
 - ・令和6年度資金収支予算について

社会福祉法人岩沼市社会福祉協議会定款

（招集）

第14条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。